

9回
平成30年第 総 会
9月

白井市農業委員会会議録

平成30年9月6日 開会

平成30年9月6日 閉会

白井市農業委員会会議録

平成30年9月6日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会長	笠井行雄
会長代理	中村教雄
1番	根本孝一
3番	芦田恵子
4番	今井幹代
5番	福田孝一
6番	内藤秀樹
7番	宇賀義則

欠席委員は次のとおり

2番	岩井聡明
----	------

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齋藤和博
2. 秋谷茂男
3. 川上洋
4. 押田勝巳
5. 海老原清
6. 山崎雅巳
7. 伊藤治
8. 秋本善久

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第2号 平成30年度第5次農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 相続税の納納税猶予に関する適格者証明について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

10月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 9月21日金曜日
- ・事前審査会(案) 9月28日金曜日
第1班 午前9時から 本庁舎2階災害対策本部3
- ・総会(案) 10月5日金曜日
午後4時00分から 本庁舎2階災害対策本部3

午後4時00分委員定数9名中8名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さん、こんにちは。定刻少し前ですけれども、皆さんおそろいということで、始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、平成30年9月定例総会に出席いただきまして、ご苦労さまでございます。

ことしの夏は毎日暑い日が続き、雨の日も少なく、農作業等には大変ご苦労されたらうと思います。

そしてまた、台風の発生も例年になく非常に多く、今回の台風21号におきましては、各地に大きな被害をもらしました。

被害に遭われた方々には、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

幸い、白井市におかれましては、農作物等、特に大きな被害もなく、特産の梨についても多少の落下はありましたが、最小限の被害でおさまってくれて大変よかったです。と思っております。

それでは、会議に入らせていただきます。

本日の出席委員は8名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより平成30年9月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、1番、根本孝一委員、3番、芦田恵子委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、高橋でございます。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条第3項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

平成30年9月6日提出。

白井市農業委員会会長 笠井行雄。

1番、富士字南園291番20の一部。

地目、畑、現況、畑。

地籍、562平方メートルのうち、136.93平方メートル。

権利者、白井市富士 番地 号、〇〇〇〇。

義務者、白井市富士 番地 、〇〇〇〇。

申請事由、転用を伴う使用貸借権（専用住宅）。

以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われたました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

宇賀義則委員、お願いします。

宇賀義則委員 2班班長の宇賀です。

議案第1号の1番について、調査報告をいたします。

審査資料1番をごらんください。

当日の出席者は、権利者、〇〇〇〇さんと、義務者、〇〇〇〇さんのそれぞれの代理人である〇〇〇〇さんのみ出席されました。

まずは、立地基準ですが、申請地は市役所から南西へ約2.5キロメートルに位置しております。

市道に面しており、進入路は確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては、街区に占める住宅面積の割合が40%を超えている区域内的の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

転用目的ですが、〇〇〇〇さんの娘の夫である〇〇〇〇さんが、将来のことも考えて当該申請地に専用住宅を建築したいということです。

また、富士地区は、白井市マスタープランにおいて、低密度住宅地区に定められたうちの区域であり、白井市まちづくり条例で地区まちづくり計画を定めた区域でもあります。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅用地ということで、申請面積は136.93平方メートルであり、建築計画との関係においても面積妥当と思われます。

資金の確保につきましては、借入金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われます。

周辺農地は、今回の申請で残る〇〇〇〇さんの農地以外はなく、支障はありません。これらのことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より、審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の伊藤 治委員、お願いします。

伊藤 治委員 農地利用最適化推進委員、富士地区担当の伊藤です。

現地確認の際、義務者の〇〇〇〇さんにお話を伺いました。

権利者の〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇さんの宅地部分と農地部分に住宅を新築するに至ったいきさつは、〇〇〇〇さんは現在、近隣のアパートで暮らしているそうですが、子供がふえて今のアパートでは手狭になったということと、先ほど班長が説明されたとおり、現地が白井市マスタープランにおいて地区まちづくり計画に定められた土地であるということです。

また、事前審査書1の6ページの地番291-22につきましては、当面野菜などを作付し農地として管理されるそうです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第5条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

許可相当意見を付して、県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付

して県に進達することに可決します。

議案第2号 平成30年度第5次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、高橋でございます。

議案第2号 平成30年度第5次農用地利用集積計画の決定について、白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり平成30年度第5次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので、提出いたします。

平成30年9月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

3ページをごらんください。

市長からの協議文となります。説明は割愛させていただきます。

4ページをごらんください。説明させていただきます。

1番、復字城際、1387番、外1筆。

地目、畑。

利用権設定面積、2筆で3,936平方メートル。

種類、賃貸借権。

内容、畑作。

期間、3年。

賃料、合計で6万6,900円。

支払方法、直接持参。

利用権を設定する者、白井市復 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市神々廻 番地、〇〇〇〇。

経営面積、70アール。

継続です。

2番、復字城際1384番2、外2筆。

地目、畑。

利用権設定面積、3筆合計で3,105平方メートル。

種類、賃貸借権。

内容、畑作。

期間、3年。

賃料、合計で5万2,700円。

支払方法、直接持参。

利用権を設定する者、白井市復 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市神々廻 番地、〇〇〇〇。

経営面積、70アール。

継続でございます。

3番、富塚字大下ジタ182番1。

地目、田。

利用権設定面積、2,493平方メートルから、1,923平方メートルに変更となるものです。

種類、賃貸借権。

内容、水稻。

期間、5年。

賃料、米120キロ。

支払方法、直接持参。

利用権を設定する者、白井市富塚 番地、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市富塚 番地、〇〇〇〇。

経営面積、109アール。

変更になります。

4番、富塚字沖196番1。

地目、田。

利用権設定面積、1,676平方メートルから、1,635平方メートルに変更となるもの
でございます。

種類、賃貸借権。

内容、水稻。

期間、6年。

賃料、米90キロ。

支払方法、直接持参。

利用権を設定する者、白井市富塚 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、こちらも〇〇〇〇さんでございます。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

今回は、継続と変更ですので、地区担当員の補足説明もございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

押田委員。

押田勝巳委員 番号の3と4なのですけれども、面積の変更なのですけれども、この面積の変更理由というのは、何かあったのですか。

事務局 事務局の板橋です。
白井市の道路の拡幅のため、買収の関係です。

押田勝巳委員 それで面積が狭くなったと。

笠井会長 ほかにございますか。
芦田委員。

芦田恵子委員 農業委員の芦田です。

これは、皆さんに相談なのですが、私、この地区なのですけれども、彼は今回継続となるのですが、本人は要するに有機農法で、かなり草が激しいのです。

それで、周りすぐそばに梨畑があって、その耕作者からも何とかしてくれって相談を受けたときに、〇〇さんのほうには、このままの状態では今後継続として、私は反対意見を言うから、何とかもう少しきれいにしてくれないかとは言ったのです。

ただ、いかんせん、1人で仕事をしているものですから、そこまできれいにならなくて、どうしようかなという状態で、かつ、そうかといって、じゃあほかに移ってくれとも言えないし、一生懸命していることはしているのですけれども、周りの農地からすると、本当に草、雑草も多いし、うちも本当に根菜類は一切そっちはできなくなってしまったので、だからこういう場合どういうふうにしたらいいか、皆さんのお知恵を借りたいなと思って、どう対処したらいいのかなと思って。

笠井会長 前々から話があった人が、この人ですか。

芦田恵子委員 そうです。

誰かつくって、きれいにするとあって、富士のほうで1回彼は締め出しをくったわけです、反対されて。

それでうちのほうで農地を見つけて、ちょうどつくっていなかったから、〇〇〇〇さんのところもブドウがだめになったので、ちょうど貸すのにはいいかなと思って、その間の経緯でいろいろ、いいんじゃないって、そこまとまっていたので、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんのところでまとまっていたので、7反歩、でも1人で7反歩で野菜は、本当言って難しいと思うのです。

どう見ても、伸びた草を草刈り機で刈って、それを燃やしてって感じなので、もう草の実が飛んでしまってからやっているのです、どんどんうちの畑も道一つ離れているのですが、アカザがどんどんふえちゃうという感じなので、どうしたらこれは一番いいのかなと思っているのですけれども、何かいい知恵ございませんか、皆さん。

笠井会長 事務局、これ更新のときは、本人は来るの。

事務局 本人は来ます。

笠井会長 来る。

そのときに、こういう状況で困っている人が周りにいるっていうことを本人は知っているわけでしょう。どうなの。

事務局 多分、芦田さんに言われて、知っていると思うのですけれども。

芦田恵子委員 私しか言わないと思うのです。

本人には私がちゃんと言ったのですけれども、ただ、本当にこのままでは梨屋さんも、要するに虫を媒介しちゃうし、いくらネットをしたって、カメムシや何かが湧くでしょう。彼は無農薬なのです。

だから一番、どうしたらいいのかなと思って。

宇賀義則委員 農業委員の宇賀です。

今の質問したかったのは、会長さんがおっしゃったことなのですから、ご本人が問題を起こしているという意識があるのかということ、もしそれが意識されているようでしたら緩衝帯みたいなものを設けて、自分が耕作されている面積の周囲ですから、そこは一切草を生やさないように防草シートを張るとか、そういうのが、そんなアイデアがふと浮かんだのですけれども、どうでしょうか。

飛んで行ってしまったら。

芦田恵子委員 ちょうど今。

笠井会長 芦田さん自体は、本人に十分言っているわけですね。

芦田恵子委員 言っています。

笠井会長 改善は見えないということ。

芦田恵子委員 そうです。

だから、彼なりに努力しているのは認めるのですけれども、ただ間に合わないのだったら人を使えばとは言ったのです。

人を雇うなり、1人で、奥さんが割と弱い方だと言って、畑には一切来られないので、この間、神々廻に家を建てたでしょう、農地を買って。

だから今、住所は神々廻です。

前は秋本のアパートだったのですけれども。

笠井会長 ゴルフの練習場の近くの人へ建てた人。

芦田恵子委員 そう。この前、あそこへ建てたのです。

笠井会長 そうなの。

芦田恵子委員 家を建てて一生懸命だから、私も経済的にも頑張ってくれば、それはそれでいいとは思いますが、ただ、周りにもうちのほうは農地がいっぱいあるので、ほかの方に大分迷惑もいっていると思うのです、うちだけじゃなく。

だから、その辺をどうしたらいいのかと、本来は人との間ぐらい、かけてくれば、まだ違うとは思いますが、そこをどうしたらいいのかなというのがすごく、ここずっと考えてはいるのですけれども。

ただ、私一人の力では、これはどうにもならないので。

笠井会長 これは事務局のほうから本人に、そういった旨は言ってもらえるの。

事務局 それは、うちのほうで言います。

笠井会長 最小限。

事務局 事務局のほうから本人に総会で話があったことは伝えますが、農業については詳しいことはわからないから、担当地区の委員さんと推進委員さんで、指導していただければいいんじゃないでしょうか。

笠井会長 そうだね。そうだけれども、周りの人に迷惑かけてまで無農薬でやる価値はないよね。

事務局 その辺、経営を含めて、委員さん推進委員さんに相談に乗っていただければと思うのですけれども。

本人のほうには、本日の総会での意見については伝えますので。

笠井会長 そうということで、よろしくお願いします。

芦田恵子委員 ありがとうございます。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号平成30年度第5次農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 平成30年度第5次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、高橋でございます。

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

下記のとおり、相続税の納税猶予に関する適格者証明願がありましたので提出いたします。

平成30年9月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、根字下郷谷59番18、外1筆。

地目、畑。

地積、2筆合計で3,541平方メートル。

相続人、白井市白井 番地 、〇〇〇〇。

被相続人、白井市白井 番地 、〇〇〇〇。

経営面積、46アール。

申請事由、相続税の納税猶予を受けるため。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

地区担当員の補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の秋本善久委員、お願いします。

秋本善久委員 白井地区担当の推進委員、秋本です。

相続人の〇〇〇〇さんから、申請のあった土地の面積及び現地確認の聞き取りをしてまいりました。

この相続、場所は白井コミュニティセンターから白井中学校に向かいまして、大体200メートルぐらいのところですよ。

この左のところに長方形の細長い2筆で構成されております。

それで、この相続納税猶予を受ける〇〇〇〇さんは、小売店をしている兼業の方で、農業に従事して30年ぐらいになるそうです。

その間、キウイ等の果樹やクリなどを栽培されております。

59番18は、ここはキウイの果樹で畑としてなっていて、その真ん中が道路として使用されております。

その道路につきましては、猶予から除外しているところがございます。

当日は下草が刈られておりました。

それと、その先にもう1筆細長くありましたところが、66番1、ここがクリ畑と柿とミョウガ畑になっておりました。

そして、一部雑木が生えている区域がありましたが、そこも除外して申請されておりました。

したがって、今後も引き続き農業経営を継続することによって、納税猶予を受けた後も、畑を荒らすことのない適格者であると思われまふ。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

押田委員。

押田勝巳委員 推進委員の押田ですけれども、この土地なのですけれども、これずっと〇〇〇〇さんに農地法の3条ということで賃貸というか貸し借りしていますよね。

土地を貸していまして今、〇〇〇〇さん自体は今までここを耕作していないということになっていますね。〇〇〇〇さんに貸していますね。

これを解約して、これから新規に、新規というか、その土地を使って農業をやるということで、今までやってないということで、さっきの説明では今までずっとやっていたということになっていますけれども、その辺がちょっと矛盾するんじゃないかと。最近は税務署もうるさいので、その辺をはっきりしないと、聞かれる問題があるんじゃないかなと。

笠井会長 事務局、これはどうなの。

事務局 手伝いながら、やっていたということです、主には〇〇〇〇さんが耕作していたのですけれども、従で〇〇〇〇さんがやっていたということです。

押田勝巳委員 それをもうちょっと早く解約してあれば、そういう問題も出してこなかったと思うのですけれども。

事務局 解約の日付が、亡くなったときです。それ以降は、〇〇さんが耕作しております。

押田勝巳委員 納税猶予を受けるには、事務手続き上、申告するまでに農業をやるっていう意思があればいいということになっていますけれども、実際には貸していたので、どうかかなと思って。

事務局 兼業農家であっても対象となりますので大丈夫かと思われまます。

押田勝巳委員 ちゃんとやってもらえれば、今までは結局〇〇〇〇さんがやっていることになっていたから、わかりました。

笠井会長 よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

伊藤委員。

伊藤 治委員 推進委員の伊藤です。

議案第3号の下郷谷66番1、こちらが1,753平方メートルとなっているのですけれども、報告第2号のほうの下郷谷66-1が1,853平方メートルになっているのですが、100平方メートルの違いというのは。

秋本善久委員 そこは、一部山林化した部分がありましたのでその部分は納税猶予から減じて、申請するという事です。

伊藤 治委員 ありがとうございます。

笠井会長 よろしいですか。

他にございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑はないようございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、承認することに可決します。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、高橋でございます。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり、白井市農業委員会事務局規定第6条第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

平成30年9月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

7ページをごらんください。

専決処分書となります。

地積、475平方メートル、500平方メートル以下の農地改良の届出でございます。

次に、8ページをごらんください。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告いたします。

平成30年9月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

下記の資料のとおり、合意解約でございます。

報告事項は以上でございます。

そのほかといたしまして、次の事前審査会、総会の日程についてを報告いたします。

次第にありますとおり、10月の事前審査会総会の日程につきましては、申請受け付け締め切りが9月21日金曜日、事前審査会といたしまして、9月28日金曜日。

こちらは第1班の担当となります。

午前9時から、本庁舎2階災害対策本部3となります。

総会、10月5日金曜日午後4時から、こちらも本庁舎2階災害対策本部3となります。

事務局からは以上でございます。

笠井会長 本日の議案については、全て終わりました。

長時間にわたり、慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人